

## 27 鹿児島県土木部への意見・要望

### I. 入札制度について

#### 1、選定結果の公開について

①土木部の指名要綱が公表されていますが、実績高、自己資本額、有資格者数、営業年数を基に作成された選定結果を公開していただきますようお願いします。

・指名基準等に関する要綱の運用指針に基づき平成22年度から運用を開始し、毎年度必要な見直しを行いながら試行をしている段階なので現時点では選定結果の公表はしていません。

#### 2、選定表の対象資格の見直しについて

①測量士補、技術士補などは、学歴や実務経験の有無を問わず受験できるため、近年の課題となっている若手技術者の育成にも寄与するものと考えます。

技術士補、測量士補やコンクリート診断士等の実効性のある資格を評価対象としていただきますようお願いします。

・評価対象の拡大については、業務遂行にあたっての技術的適正としての評価の妥当性、国他県の状況等、を踏まえながら検討したい。

・技術士、技術士（総監）は、どちらも選定表の対象資格（ダブルカウント）としている。  
・何をもってランク付けをするかというプロの技術者が何人いるかで判断したい。よって評価する資格としてはそれ相応の資格を対象とする。若手技術者の育成・モチベーションアップは社内の環境整備で対応して頂きたい。

#### 3、選定表の年間平均実績高について

①年間平均実績高の区分1億～3億を、1億～2億、2億～3億としていただきますようお願いします。

・平成28年度 入札参加資格者登録における年間平均実績高の状況等を踏まえながら検討したい。

②売り上げの評価について、現在は建コンの売上のみを評価しています。しかし、評価されたランクを基準にして業務（測量・建コン・補償コン業務）を発注するのであれば建コンのみの売り上げを評価するのではなく、全ての業務（測量・建コン・補償コン業務）の売上を評価していただきますようお願いいたします。

- ・自己資本金の評価について、建コンの売上と自己資本金（純資産）の割合を評価しています。自己資本は建コン業務のみの業績の結果ではなく、測量・補償コン業務を含む全業務の結果得られた結果です。自己（測量・建コン・補償コン業務）資本を評価するのであれば、全ての売上と自己資本の割合を評価していただきたく思います。

・年間平均実績高については発注業務と同種の業務についての実績を評価するため当該業務の実績高のみ評価している。

・全ての業務（測量・建コン・補償コン業務）の売上を評価することについては、国や他県の状況を踏まえながら検討したい。

#### 4、指名グループの区分について

①現在の指名要綱では、総合点数の上位順に20社程度をA、B、Cのグループに区分しておりますが、点数基準でのグループ分けを要望します。

例) A：〇〇点以上、B：△△点以上、C：□□点未満

- ・今後の検討課題としたい。

#### 5、最低制限価格の引き上げについて

①測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格は予定価格に80%を乗じて得た額とする、と公示されていますが、品質確保のための要求事項（照査の強化、必要資格、継続教育の実施、多様な測量機器の維持、若手技術者の確保など）による企業への負担は増えているのが現状です。最低制限価格の引上げを要望します。

・最低制限価格の設定については、国の基準の上限を採用している。今後とも国、他県の状況を踏まえながら適正な価格設定に努める。

## 6、総合評価落札方式の導入について

①総合評価落札方式は、受発注者ともにコストと労力がかかります。また、小規模の会社には不利に働くことが多く、技術点の評価においても透明性および公平性を確保するのは困難であります。総合評価落札方式を導入しないことを要望します。

・総合評価落札方式の導入については、入札制度全般の見直しの中で検討すべき課題であることから、他県の状況を踏まえながら検討する。

## 7、電子入札について

①開札時刻から落札結果が出るまでに2～3時間かかることがあります。落札結果を早く通知していただきますようお願いします。

・速やかに落札決定通知を行うよう努めているが、案件が多い日や資料確認に時間を要する場合、くじ入札が発生した場合は、予定通り落札決定通知が行えないケースが発生している。今後とも適切な処理ができるよう指導を行う。

②全案件の指名通知に、あらかじめ再入札の日時を記載していただきますようお願いします。

・開札結果を踏まえて実施の有無を決定しており、開札結果によっては入札を打ち切る場合もあるため、あらかじめ再入札の日時を記載することは困難である。

③電子入札の同日中の再入札は対応困難なケースがあり、翌日の実施を検討していただきますようお願いします。

・開封後の予定価格の適切な管理の観点から同日中に行うこととしているため御理解いただきたい。

## Ⅱ. 契約約款の運用について

### 1、工期の設定について

①適切な工期の設定をお願いします。

また、設計業務と地質調査業務が同時発注である場合、調査結果に基づいて設計を行う必要があることから工期遅延が発生しがちなため、全体工程を考慮した適切な工期の設定および発注計画を要望します。

・業務の規模や関連する他業務との調整等を考慮して設定しているが、発注後に工期が不足する場合は履行期間の延長について受発注者間で協議を行っていただきたい。  
また、発注見通しの公表を試行しているので参考にいただきたい。

### 2、業務の変更契約について

①変更契約を工期の最後に行うことが多いため、変更が生じた場合は速やかに行っていただきますようお願いいたします。

・変更契約に係る指示・承認・協議書への回答については適宜行うよう努力する。

### 3、契約書類について

①契約書類について、出先機関などで独自化しているケースがあり、様式を統一していただきますようお願いいたします。

・契約書類については、統一した県の書式・様式等を定めている。基本的に出先機関もこれに従っていると考えている。具体的な事例等を教えて頂ければ、その部分は周知徹底していきたい。

(管理技術者・照査技術者の選任(変更通知書)の場合)

ケース A) 第 4 号様式

ケース B) 第 4 号様式(標準書式第 10 条第 1 項および第 11 条第 1 項関係)

ケース A) 代表者の氏名

ケース B) 代表者の職氏名

②契約書類の提出期限について、土日祝日を含めずに期限を設定していただきますようお願いいたします。

・契約規則の規程により、業務委託の場合、契約書類の提出期限は、休日を含んで五日以内と定めている。一方でやむを得ない事情がある場合は、五日以内の延長も可能となっているため、受注段階で発注担当と協議して頂きたい。

③点検業務や測量業務等の安全対策における交通誘導員の配置について、所轄警察署から増員を指導される場合があります。この旨を発注者へ報告し変更を要望しますが受け入れて頂けない場合もあり、企業努力で対応しています。実情に合わせた適切な設計変更を要望します。

また、交通誘導員の公表労務単価は一般管理費を加味していないため、以下に示すように実勢の単価と差異があります。この点を考慮の上、設計変更並びに適切な積み上げ積算をお願いします。

平成 26 年度 公表労務単価

- ・交通誘導員 A 10,200 円/日 (実勢：約 12,000 円/日)
- ・交通誘導員 B 9,100 円/日 (実勢：約 10,000 円/日)

- ・所轄警察署（交通管理者）との協議で配置人員等変更するように指示があった場合は、書面をもって発注者と変更に係る協議を行ってください。変更が受け入れられないという点については、適正な対応をするように指導したい。
- ・公表労務単価については、法定福利費の事業主負担分と福利厚生費等が含まれておらず、測量設計調査業務においては一般管理費に率で計上されているので、実勢価格と殆ど変わりはない。ご理解頂きたい。

#### 4、離島業務の完成検査について

①離島における完成検査では、別途旅費交通費が必要となります。納品と完成検査への立会についてご配慮をお願いします。

- ・成果品の納品および完了検査の時期については、担当者と協議を行って決定して頂きたい。
- ・離島の委託業務における納品および完了検査の時期について協議があれば調整は行っていきたい。

### Ⅲ. 受発注者間の円滑な業務遂行について

#### 1、指示事項について

- ①災害等の緊急の場合を除き、資料作成の依頼について適切な時間をいただきますようお願いいたします。

(金曜日依頼で月曜日午前中に提出といった指示など)

・十分理解できる内容であり、災害等の緊急の場合を除き、資料作成の依頼について適切な時間を与えるよう職員に周知徹底を行っていきたい。

#### 2、納品後の問い合わせについて

- ①納品後数年経過してから業務に対して問い合わせがある場合や、電子納品しているにもかかわらず資料の提出を要請されることがあるため、異動等の際には引き継ぎを徹底していただきますようお願いいたします。

・適正に引き継ぎが行われるよう指導していく。

#### 3、受発注者間のコミュニケーション円滑化に係る取組みについて

- ①合同現地調査やワンデーレスポンスといった取り組みをしていただきますようお願いいたします。

・今後も引き続き円滑なコミュニケーションが図れるように指導していく。

## IV. その他

### 1、業務完了後の用地境界杭再設置の依頼について

①業務完了時にあった用地境界杭が登記申請時に亡失しており、再設置の必要性がしばしば発生します。用地境界杭再設置本数が3点～5点と少ない数量の場合、業務完了後に無償作業を依頼されます。用地境界杭再設置については、農政部と同様に「用地境界杭再設置事業」として協会が契約し、無償での依頼はなくしていただきますようお願いいたします。

- ・土木部では農政部と事業内容が違うため対応が難しいことを理解して頂きたい。
- ・各事業にある測量試験費等で対応するよう事務所に指導していきたい。

### 2、市町村への指導について

①市町村には独自の歩掛けの選択、諸経費の設定、歩切りがあり、成果品の品質維持にボランティア的な対応が求められるケースがありますので、鹿児島県から市町村への指導を検討していただきますようお願いいたします。

- ・改正品確法を踏まえ、特に歩切りについては市町村に対して文書通知等による周知のほか、説明会・研修会を通じて申し上げているが、引続き徹底していきたい。
- ・積算については、県制定の標準歩掛りを参考として活用される場合には、改定内容について研修会をとおして周知している。今後も引き続き行っていく。

### 3、業務部門の表彰について

①鹿児島県では、昨年度から業務部門について優良業務として1件の表彰がされました。しかし、工事部門については、優良工事と優秀技術者に対して各振興局より1件～2件の件表彰がされています。鹿児島県においても国土交通省と同様に、業務部門において企業や技術者の品質確保への取り組みを評価していただくとともに、モチベーションアップを図るという目的で、各振興局の土木部と農政部から各1件程度の優良業務と優秀技術者の表彰を検討していただきますようお願いいたします。

- ・昨年度より土木部長表彰の中に県内に本店を有する業者を対象に、優良業務表彰を設けたほか、本年度より建設部長表彰においても優良業務表彰を設けている。

#### 4、発注者による地元説明について

- ①発注者から地権者への説明不足等により計画が変更され手戻りが生じる場合がありますので、発注者と地元地権者の打ち合わせ（要望確認）によって意思疎通を図って頂きますようお願いいたします。

・事業に係る地権者及び地域住民に対しましては、説明会や用地交渉を通じて事業内容を丁寧に説明している。今後も、設計変更等が無くなるように事業内容を丁寧かつ十分に説明してまいりたい。

#### 5、業務評価基準について

- ①発注者の各担当者により、業務評価に差異が見られる場合があります。業務評価基準についての研修会等を行い、各担当者による業務評価基準の統一徹底を図っていただきますようお願いいたします。

・25年度より評定要領の考え方を統一し、県委託業務成績評定要領や県委託業務等審査基準等に基づいて複数の評定者によって厳正かつ公正な成績評定を行っており、今後とも同様に先事務所へ指導してまいりたい。

#### 6、支庁発注補償業務の旅費交通費について

- ①支庁発注の補償業務の現地調査や打ち合わせなどについて、旅費交通費の計上が船舶か飛行機が明確に表示されていません。船舶、飛行機の表示をする事により質問書の提出も省略できますので、船舶、飛行機の表示していただきますようお願いいたします。

・熊毛支庁発注の業務を除き表示をしている。旅費交通費については、最も経済的な交通手段により積算しているので飛行機と船舶を比べた場合には、船舶を採用しているものと考えられる。

#### 7、閲覧設計書と特記仕様書の整合性について

- ①閲覧設計書と特記仕様書の整合性が図られていない場合に、入札用積算は閲覧設計書を優先しますが、実際の業務においては特記仕様書を優先されています。閲覧設計書と特記仕様書の数量についての整合性を図っていただきますようお願いいたします。

（例：協議回数、電子納品対象案件など）

・閲覧設計書と特記仕様書の数量についての整合性を図ってまいりたい。



## 8、災害対応時の伐採費について

①災害対応時は、必ず伐採費を適切に計上していただきますようお願いします。

また、市町村への指導もよろしくお願いします。

・平成 27 年 3 月 13 日付で県出先機関及び市町村に対して通知している。また、県出先機関については説明会により周知を行っており、市町村については研修会により周知を行っている。今後とも同様に周知を行ってまいりたい。